

議案第 38 号

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 17 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する
条例

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例（平成 27 年 3 月目黒
区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

1 保育標準時間

各月初日の教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層 区分	定義	3 歳未 満 児	3 歳以 上 児
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護 世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改 正する法律（平成 19 年法律第 127 号）による支援給	円	円

	付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１０６号）によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯（以下「被保護世帯等」という。）並びに教育・保育給付認定保護者が児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第６条の４に規定する里親である世帯（以下「里親世帯等」という。）		0	0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村税非課税世帯		0	0	
C 1	A階層を除	ひとり親等世帯	0	0	
	き当該年度分の区市町村税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯以外の世帯	0	0	
C 2	A階層を除き当該年度分の区市町村	当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	0	0
		税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯以外の世帯	0	0
C 3	村民税のうち所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	0	0
		税のうち所得割課税額が30,000円以上45,000円未満の世帯	ひとり親等世帯以外の世帯	0	0
D 1		当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	0	0
		税のうち所得割課税額が	ひとり親等世帯		

	45,000円以上60,000円未満の世帯	以外の世帯	0	0
D 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	0	0
		ひとり親等世帯 以外の世帯	0	0
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	0	0
		ひとり親等世帯 (当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)及びひとり親等世帯以外の世帯	0	0
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯		0	0
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯		0	0
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課			

	税額が160,000円以上195,000円未満の世帯	0	0
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が195,000円以上220,000円未満の世帯	0	0
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が220,000円以上245,000円未満の世帯	0	0
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が245,000円以上270,000円未満の世帯	0	0
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が270,000円以上295,000円未満の世帯	0	0
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が295,000円以上320,000円未満の世帯	0	0
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が320,000円以上345,000円未満の世帯	0	0
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	0	0
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	0	0
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	0	0
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	0	0
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	0	0
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	0	0
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	0	0

D ₂₀		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	0	0
D ₂₁		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	0	0
D ₂₂		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	0	0
D ₂₃		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	0	0
D ₂₄		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	0	0
D ₂₅		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	0	0

2 保育短時間

各月初日の教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)	
階層 区分	定義		3歳未 満 児	3歳以 上 児
A	被保護世帯等及び里親世帯等		円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0
C ₁	A階層を除	ひとり親等世帯	0	0
	き当該年度 分の区市町 村民税のう ち均等割の	ひとり親等世帯以外の世帯		

	みの世帯			0	0
C 2	A階層を除 き当該年度 分の区市町	当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	0	0
		税のうち所得割課税額が	ひとり親等世帯		
		30,000円未満の世帯	以外の世帯	0	0
C 3	村民税のう ち所得割課 税額が0円 以外の世帯	当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	0	0
		税のうち所得割課税額が	ひとり親等世帯		
		30,000円以上45,000円未 満の世帯	以外の世帯	0	0
D 1		当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	0	0
		税のうち所得割課税額が	ひとり親等世帯		
		45,000円以上60,000円未 満の世帯	以外の世帯	0	0
D 2		当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	0	0
		税のうち所得割課税額が	ひとり親等世帯		
		60,000円以上75,000円未 満の世帯	以外の世帯	0	0
D 3		当該年度分の区市町村民 税のうち所得割課税額が 75,000円以上90,000円未 満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の 区市町村民税の うち所得割課税 額が77,101円未 満のものに限る 。)	0	0
			ひとり親等世帯 (当該年度分の 区市町村民税の うち所得割課税		

		額が77,101円以上のものに限る。 。)及びひとり親等世帯以外の世帯	0	0
D ₄	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯		0	0
D ₅	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯		0	0
D ₆	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯		0	0
D ₇	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯		0	0
D ₈	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上245,000円未満の世帯		0	0
D ₉	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が245,000円以上270,000円未満の世帯		0	0
D ₁₀	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上295,000円未満の世帯		0	0
D ₁₁	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上320,000円未満の世帯		0	0
D ₁₂	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上345,000円未満の世帯		0	0
D ₁₃	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上360,000円未満の世帯		0	0
D ₁₄	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上375,000円未満の世帯		0	0

D ₁₅	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	0	0
D ₁₆	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	0	0
D ₁₇	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	0	0
D ₁₈	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	0	0
D ₁₉	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	0	0
D ₂₀	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	0	0
D ₂₁	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	0	0
D ₂₂	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	0	0
D ₂₃	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	0	0
D ₂₄	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	0	0
D ₂₅	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	0	0

注1 年齢の区分は、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した年度の初日の前日における教育・保育給付認定子どもの満年齢による。

- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 5 月の中途において特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例別表第1の規定は、令和7年9月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

（説明） 第1子に係る保育所等の利用者負担額を無料とするため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。